

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書

↓ 記号・番号は、[マイナポータル]アプリでご確認ください

被 保 者 記 入 欄	記号									番号										
	所 属 (任継・特退は 記入不要)		所属コード ()				本店・本部 支社 会社				課・室・G 営業部									
	被 保 者	被 保 険 者	氏名				生年月日		年		月		日							
			住所																	
			連絡先 (日中に連絡が取れる電話番号)																	
	適 対 象 者	氏名					生年月日		年		月		日							
			被保険者 との続柄				利用開始年月 (予定でも可)				年				月					
	長期入院		該当・非該当		※長期入院とは、利用開始年月以前1年間にすでに90日を超えて入院されたことをいいます。該当の場合は、下記に記入し、当該期間の領収証(写)を添付ください															
	①	申請日の前1年間の入院期間 (日数)				年		月		日から		年		月		日まで		日間		
		入院をした保険医療機関等				名 称														
所在地																				
申請日の前1年間の入院期間 (日数)				年		月		日から		年		月		日まで		日間				
入院をした保険医療機関等				名 称																
				所在地																
③	申請日の前1年間の入院期間 (日数)				年		月		日から		年		月		日まで		日間			
	入院をした保険医療機関等				名 称															
					所在地															

上記の通り健康保険限度額適用・標準負担減額認定証の交付を申請します。

【ご注意】 あらかじめ入院予定日がわかっている場合は、余裕をもってご提出ください。

- ※ 認定証の発効年月日は、申請書に記入いただいた利用開始年月の1日となります。
(受付した月に資格取得および被扶養者認定されたときはその取得日または認定日)
- ※ 非課税者の区分は以下の通りとなります。
4月～7月診療分・・・前年度非課税者 (前々年の収入による)
8月～翌3月診療分・・・当年度非課税者 (前年の収入による)
- ※ 発行される認定証の有効期限は毎年7月31日までとなります。
- ※ マイナ保険証(マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの)をお持ちの方には、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は発行されません。別紙本人控を参照のうえ、健保組合宛送付日より10営業日以降に、ご自身で[マイナポータル]アプリより認定処理が完了したことをご確認ください。
- ※ 資格確認書をお持ちの方には、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行のうえ送付します。
- ※ 被保険者の市区町村民税が非課税であっても以下①②に該当する方は、低所得者には該当しません。
①被保険者が70歳未満で、標準報酬月額が53万円以上の方
②被保険者が70歳以上で、現役並み所得者で一部負担割合が3割の方

※市区町村民税が非課税の場合は、以下の欄に市区町村の証明をもらうか、「非課税証明書」を添付ください。

市区町村長が証明する欄	当該被保険者には、 年度の市区町村民税が 課されないことを証明する。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">市区町村長名 印</div>
-------------	---

健 保 組 合	取 扱	決 定

〈限度額申請 (非課税)〉 認定が完了したことを ご確認ください

マイナ保険証(マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたもの)をお持ちの方については、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「証」)は作成されません。(申請後「証」は届きません。)ご自身で[マイナポータル]アプリよりご確認ください。

① スマートフォン(以下、スマホ)を使って、 [マイナポータル] アプリにログインする。

1. 以下の二次元コードを読み取り、
[マイナポータル]アプリを開く



2. 「登録・ログイン」を選択する



3. マイナンバーカード作成時に
自身で設定した利用者証明用
電子証明書(数字4桁の
暗証番号)を入力する



注意! 3回連続で誤って入力すると、ロックが
かかり利用できなくなります。その場合、市区町
村の窓口にて所定の手続きが必要です。

4. 画面の指示に従ってスマホの
背面をマイナンバーカードとあわせ、
「読み取り開始」を選択する
(スマホのカバーを外すと、さらに読み取り
やすくなります)



5. 読み取り完了後、マイナポータル
トップページが自動展開される

② トップページの「健康保険証」を選択する。



[参考:マイナポータルに関するお問い合わせ]
●マイナンバー総合フリーダイヤル→0120-95-0178

送付日より10営業日以降にご確認ください

認定申請書 送付日	/
--------------	---

③ 区分が「オ」であることを確認する。

健康保険証

資格情報

記号 1 2 3 4

番号 1 2 3 4 5 6 7

枝番 1 2

フリガナ ニッセイ ケン

氏名 日生 健

下にスクロール

限度額適用認定証関連の情報

認定証区分
健康保険限度額適用・標準

適用区分
オ

長期入院該当年月日
令和 6 年 4 月 1 日

いつ区分=「オ」に変わるの?
健保組合送付から、10営業日程で
[マイナポータル]アプリの情報
が変わります!



ココで確認!
適用区分が「オ」となっている場合、
認定処理が完了しています。
医療機関でも非課税区分で
受診が可能です。